

## 5. 參考資料

## 米の試験上場の認可の公示について

### ○農林水産省告示第千三百三十四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第一百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

#### 一 商品市場を開設する者

株式会社東京穀物商品取引所

#### 二 上場商品

イ 範囲の変更前 農産物（大豆（一般大豆）、大豆（Non-GMO大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

ロ 範囲の変更後 農産物（米穀、大豆（一般大豆）、大豆（Non-GMO大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

#### 三 公示することとなった事由

商品先物取引法第一百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の業務規程の変更の認可の処分をしたため。

### ○農林水産省告示第千三百三十五号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第一百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る定款の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

#### 一 商品市場を開設する者

関西商品取引所

#### 二 上場商品

イ 範囲の変更前 農産物（大豆（Non-GMO大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

ロ 範囲の変更後 農産物（米穀、大豆（Non-GMO大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

#### 三 公示することとなった事由

商品先物取引法第一百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の定款の変更の認可の処分をしたため。

東京穀物商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を平成24年4月1日以降、100Bq/kgと決定したことについて

株式会社東京穀物商品取引所  
問合せ先 営業広報部  
(電話 03-3668-9317)

放射性物質の新基準値施行後の米穀受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げることとされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本取引所では、米穀先物の受渡供用品について、米穀受渡細則第2条第6号に基づき「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりますが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の取締役会において、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、お知らせ致します。

記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行(本年4月1日を予定)された後は、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、新基準値(100Bq/kgの予定)を超える米穀については、経過期間にかかわらず、米穀受渡細則第2条第6号の「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。

関西商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を平成24年4月1日以降、100Bq/kgと決定したことについて

関西商品取引所

食品衛生法に基づく放射性物質の新基準値への改正施行後における本所の米穀の受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げることでされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本所では、従来より農産物市場における受渡供用品については、「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりましたが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の理事会において、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、貴社関係部署、委託者等に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行(本年4月1日を予定)された後は、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、新基準値(100Bq/kgの予定)を超える米穀については、経過期間にかかわらず、「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。

東京穀物商品取引所による米の先物取引における受渡地の拡大、合意早受渡し制度の導入について

東京穀物商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変更	現行
<p>(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び北海道に所在する指定倉庫とする。</p> <p>(合意早受渡し) 第112条の18 受渡当事者は、第10条第3項、第15条第1項第6号（受渡単位）、第43条第4項、第112条の2から第112条の6まで、第112条の8から第112条の13まで及び第112条の15の規定にかかわらず、受渡当事者が建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第12条第1項第5号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する市場取引参加者等を通じて本取引所に届け出、本取引所が承認した場合には、米穀の合意に基づく早受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。</p> <p>附則 第1条 第112条の2（受渡しの場所）の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成24年3月26日）から施行し、2012年10月限りより適用する。また、第112条の18（合意早受渡し）の新設は、平成24年4月1日又は農林水産大臣の認可の日（平成24年3月26日）のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県及び栃木県に所在する指定倉庫とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



## ○米穀の合意に基づく早受渡しの特例

平成 24 年 3 月 26 日制定

### (目的)

第 1 条 本特例は、業務規程第 112 条の 18 の規定に基づき、米穀の受渡しに係る受渡当事者の利便を図るため、米穀の早受渡しに関する特例の範囲を定める。

### (受渡供用品)

第 2 条 本特例により受渡しされる供用品は、国内産水稻うるち玄米とする。

### (受渡しの場所)

第 3 条 受渡しの場所は、日本国内における双方の合意した場所とする。

### (受渡日)

第 4 条 受渡日は、新甫発会日の翌営業日から、当該限月の納会日の前営業日までとする。

### (受渡値段及び受渡代金並びに消費税)

第 5 条 受渡値段及び受渡代金並びに消費税の算出は、次のとおりとする。

- (1) 受渡値段は、次条の届出書に記載された受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする
- (2) 受渡代金は、前号の受渡値段に受渡当事者間で合意した格差を加減して得た金額に、次条の届出書に記載された受渡重量（呼値の単位で換算した数値）を乗じて得た金額（円未満の端数は四捨五入する。）とする。
- (3) 受渡しに賦課される消費税は、前号に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は切り捨てる。）とする。

### (合意早受渡し届出書)

第 6 条 業務規程第 112 条の 18 の規定により、双方の合意に基づいて本取引所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、受渡日の前営業日の午後 2 時まで本取引所に届け出るものとする。また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる契約書等の書類の写しを添付するものとする。

2 本取引所は、当該合意早受渡しの届出を受理したときは、本取引所の米穀の早受渡

しが行われたものとして処理する。

#### (建玉決済枚数と受渡品の量目との関係)

第7条 合意早受渡しにより決済できる当該限月の建玉枚数については、受渡品の量目を業務規程第15条第1項第6号において規定する取引単位に換算させた枚数の範囲内において、受渡当事者間で合意した枚数とする。ただし、受渡品の量目を取引単位に換算させる場合において、最小取引単位に比し50%を超える端数量目については、当該端数量目を最小取引単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

#### (受渡決済の方法)

第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本取引所の確認できる受渡書類を本取引所に差し出して行うことができる。

2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入時限は、受渡日の午後1時とする。

3 本取引所は、受方から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額が差し出されたときは、受方に指定倉荷証券又は受渡書類を交付し、渡方には、次項に規定する届出のあった翌営業日の午後1時まで、受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を交付するものとする。

4 受方は、受渡日の翌々営業日後の午後2時まで、受渡し完了した旨を本取引所に届け出なければならない。

#### (受渡履行責任)

第9条 受渡当事者は、第6条の合意早受渡しの届出内容に従い双方の責任において、受渡しを履行しなければならない。

#### (合意内容の変更)

第10条 前条の規定にかかわらず、届出内容どおりの受渡しが困難となったときは、届出書に記載された受渡日の前営業日の午後2時まで双方の連署をもって当該合意内容の変更を本取引所に届け出、本取引所の承認を得るものとする。

2 本取引所は、前項の変更の届出を受理したときは、当該変更された届出により受渡しが行われたものとして処理し、受渡当事者は、当該届出内容に従い双方の責任において受渡しを履行しなければならない。

#### (故障の申立)

第11条 受方は、合意早受渡しにより受渡しされた受渡品について、故障の申立をすることができない。

(その他の措置)

第12条 本特例に定めていない事項については、受渡当事者間で処理するものとする。

(改廃)

第13条 本特例の改廃は、取締役会の決議をもって行うものとし、その改廃は既年限月についても適用することができる。

附則

本特例は、平成24年4月1日又は業務規程第112条の18（合意早受渡し）の新設が農林水産大臣に認可された日（平成24年3月26日）のいずれか遅い日から施行する。



東京穀物商品取引所の農産物市場の移管の方針について

株式会社東京穀物商品取引所  
(営業広報課/3668-9317)

建玉等の処理の移管について

本取引所は、農産物市場の維持・継続のため、2013年2月の3連休を目途に建玉等の処理を他の取引所(コメは関西商品取引所。大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖は東京工業品取引所。)に移管することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、移管日の前営業日までは本取引所において従来と同様にお取引いただけますし、移管日以降も移管先の取引所で引き続きお取引が可能(移管日までに取引を結了する必要はございません。)ですので、ご安心してお取引いただけますよう、お願い申し上げます。

商品取引所間における上場商品等の「建玉及び注文の処理」の移管に係る取引所規則の整備について

東京穀物商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変 更	現 行
<p><b>第11章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</b></p> <p><u>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</u></p> <p><b>第225条</b> 本取引所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成物品若しくは上場商品指数対象物品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本取引所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であって、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本取引所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、この章の規定の定めるところによる。</p> <p><u>(建玉の取扱い等)</u></p> <p><b>第226条</b> 前条の場合において、停止商品市場の取引参加者等（取引参加者及び会員をいう。以下この章において同じ。）が開設商品市場の取引参加者等となるとき（既に開設商品市場の取引参加者等となっている場合を含む。）は、停止商品市場と開設商品市場の間の建玉その他の取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 停止商品市場の停止日に当該商品市場に存在する建玉（受渡しに係る未決済約定を除く。）は、開設商品市場の開設日（既に開設している商品市場にあっては、当該商品市場に追加する上場商品等の取引を開始する日（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する日を含む。）をいう。以下この章において同じ。）以降、当該商品市場の建玉として取り扱う。</p> <p>(2) 停止商品市場の停止日以前に当該商品市場で受け付けた注文で失効していないものは、開設商品市場の開設日以降当該商品市場において有効とし、当該商品市場の開設日において新たに受け付ける注文に対し時間的に優先する。ただし、開設商品取引所が取引の公正性の確保に支障があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 停止商品取引所が停止商品市場の停止日以前に行った行為のうち開設商品取引所が認めるものは、開設商品市場の開設日以降、開設商品取引所と開設商品市場の取引参加者等との間で効力を有するものとする。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

関西商品取引所 業務規程の一部変更（抜粋）

変 更	現 行
<p><b>第9章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</b></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第189条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成物品若しくは上場商品指数対象物品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であつて、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、この章の規定の定めるところによる。</p>	
<p><u>(建玉の取扱い等)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第190条 前条の場合において、停止商品市場の会員等（会員及び取引参加者をいう。）が開設商品市場の会員等となるとき（既に開設商品市場の会員等となっている場合を含む。）は、停止商品市場と開設商品市場の間の建玉その他の取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 停止商品市場の停止日に当該商品市場に存在する建玉（受渡しに係る未決済建玉を除く。）は、開設商品市場の開設日（既に開設している商品市場にあつては、当該商品市場に追加する上場商品等の取引を開始する日（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する日を含む。）をいう。以下この章において同じ。）以降、当該商品市場の建玉として取り扱う。</p> <p>(2) 停止商品市場の停止日以前に当該商品市場で受け付けた注文で失効していないものは、開設商品市場の開設日以降当該商品市場において有効とし、当該商品市場の開設日において新たに受け付ける注文に対し時間的に優先する。ただし、開設商品取引所が取引の公正性の確保に支障があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3) 停止商品取引所が停止商品市場の停止日以前に行つた行為のうち開設商品取引所が認めるものは、開設商品市場の開設日以降、開設商品取引所と開設商品市場の会員等との間で効力を有するものとする。</p>	



24 先物振興発第 14 号

平成 24 年 7 月 19 日

株式会社東京穀物商品取引所  
代表取締役社長 畑野 敬司 様

日本商品先物振興協会  
会長 岡 地 和 道



農産物市場の円滑な移管と振興に向けた支援について

このたび、貴所農産物市場を株式会社東京工業品取引所及び関西商品取引所に移管することについて関係者間で取決めが締結され、平成 25 年 2 月 12 日をもって切れ目ない市場の承継が行われる運びとなりましたことは、真にご同慶の至りであります。

言うまでもなく、農産物の先物市場は今後も産業インフラとして重要な役割を果していかなくてはなりません。そのためには、今般、市場の承継の方向が定まったことを契機に商品市場の再活性化を図ることは、極めて重要な課題であり、商品先物業界に関わる者の共通の思いであると思料いたします。

つきましては、当協会といたしましても、建玉等の処理の移管について委託者に適切に周知され、その理解が得られ、円滑な移管が実現するよう協力してまいります。また、農産物先物取引の振興につきましてもできる限りの支援をいたしますので、貴所におかれましては引続き市場振興にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

## 東京コメ・大阪コメの価格調整表

### ○東京コメ（平成25年7～9月限適用、平成25年1月15日制定）

玄米60kgあたり

産地品種銘柄	平成24年産	
	1等	2等
関東コシヒカリ (茨城県産、栃木県産、千葉県産)	標準品	平成24年産1等の調整額から 600円減額
福島県産コシヒカリ(会津)	+500円	
福島県産コシヒカリ(中通り)	-500円	
福島県産コシヒカリ(浜通り)	-500円	
新潟県産コシヒカリ	+1,300円	
富山県産コシヒカリ	+600円	
石川県産コシヒカリ	+300円	
福井県産コシヒカリ	+300円	
長野県産コシヒカリ	+300円	
その他府県産コシヒカリ	-300円	
岩手県産ひとめぼれ	-200円	
宮城県産ひとめぼれ	-200円	
秋田県産あきたこまち	0円	
山形県産はえぬき	-200円	
北海道産ななつぼし	-500円	
北海道産きらら397	-500円	
青森県産つがるロマン	-500円	
青森県産まっしぐら	-500円	

### ○大阪コメ（平成25年7～9月限適用、平成24年12月18日制定）

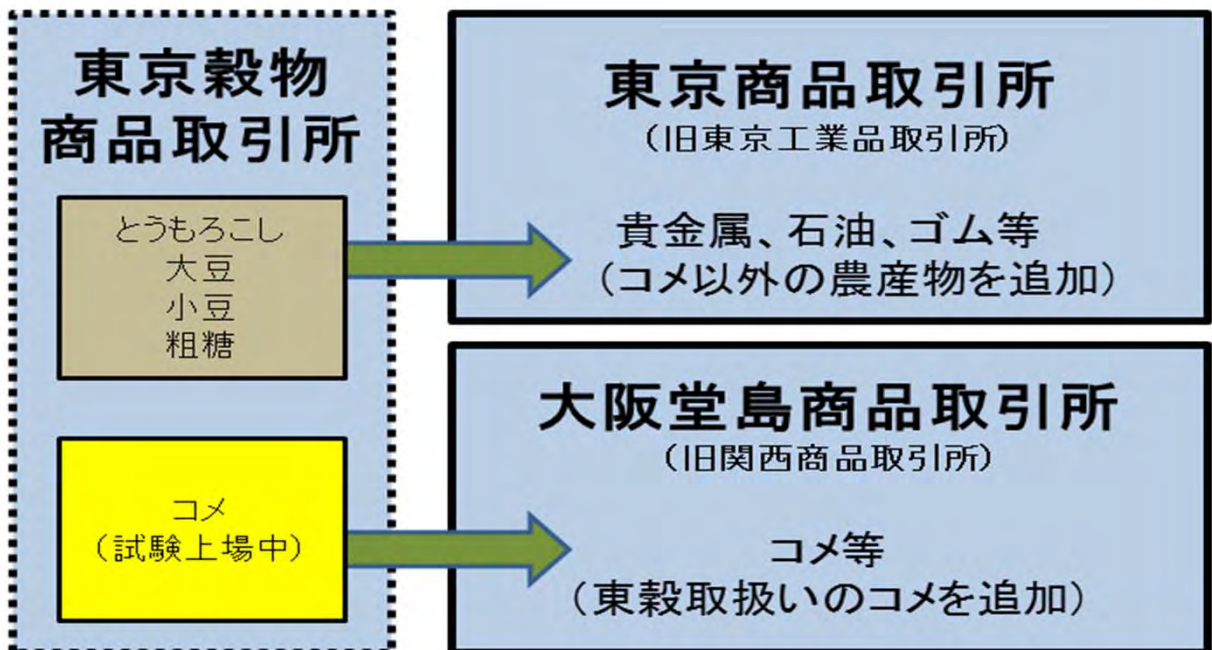
玄米60kgあたり

産地品種銘柄	平成24年産	
	1等	2等
北陸コシヒカリ(石川、福井)	標準品	平成24年産1等の調整額から 600円減額
新潟県産コシヒカリ	+800円	
福島県産コシヒカリ(会津)	+100円	
福島県産コシヒカリ(中通り)	-1,000円	
福島県産コシヒカリ(浜通り)	-1,000円	
茨城県産コシヒカリ	-800円	
栃木県産コシヒカリ	-800円	
千葉県産コシヒカリ	-800円	
長野県産コシヒカリ	-200円	
富山県産コシヒカリ	+100円	
三重県産コシヒカリ	-300円	
滋賀県産コシヒカリ	-300円	
京都府産コシヒカリ	-300円	
兵庫県産コシヒカリ	-300円	
鳥取県産コシヒカリ	-300円	
島根県産コシヒカリ	-300円	
岡山県産コシヒカリ	-300円	
山口県産コシヒカリ	-300円	
熊本県産コシヒカリ	0円	
その他府県産コシヒカリ	-900円	



## 東京穀物商品取引所の農産物市場の移管等について

2月12日、(株)東京穀物商品取引所の農産物市場は、(株)東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所に移管され、国内の商品取引所は以下のように再編されています。



## 【本レポートの主な用語解説】

先物取引（さきものとりひき）	将来の一定の時期において、商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該商品の現物の受渡し若しくは建玉の転売又は買い戻しによる差金の授受によって終了することのできる取引のこと。
限月（げんげつ）	先物取引において売買約定（やくじょう）を最終的に決済しなければならない月のこと。
発会（はっかい）	新しく取引される限月の最初の立会のこと、その日を新甫（しんぽ）発会日という。
納会（のうかい）	売買契約の決済期限となる取引の最後の立会のこと。納会までに反対売買によって取引を終了しなかった建玉は、受渡しにより決済することとなる。
期先（きさき）	先物取引において、現時点で決済期限を最も後に向かえる限月のことをいう。
期近（きちか）	先物取引において、現時点で決済期限を最も早くに向かえる限月のことをいう。
始値（はじまりね）	前場または後場の立会が始まった最初の値段のこと。
高値（たかね）	相場が高いこと。またはある期間内の一番高い値段のこと。
安値（やすね）	相場が安いこと。またある期間内の一番安い値段のこと。
終値（おわりね）	一日の最終約定値段のことをいう。
枚（まい）	取引所における取引の基本となる取引数量または受渡数量を表す最小取引単位の呼称のこと。
建玉（たてぎょく）	取引所において売買取引された売買約定によるもので、未決済のもの。
取組（とりぐみ）	売りと買いとが取り組むということから、成立した建玉を取組といい、この未決済売買契約の数量を「取組高」という。
売買高（ばいばいだか）	取引所における売りの数量と買いの数量の合計数量のこと。
出来高（できだか）	市場において売買約定の成立した数量のことをいう。
制限幅（せいげんはば）	相場が極端に上下し、市場が混乱することを避けるために、取引所が定めた一日に変動する最大の幅のこと。
早受渡し（はやうけわたし）	先物取引の受渡しは、当月限の一定日であって、それ以前は受渡しの必要はないが、受渡日到来前に受渡しを希望する者は取引所に申し出て、受渡日到来前でも受渡しを行うことのできる制度のことをいう。
商品先物取引法※（しょうひんさきものとりひきほう）	商品先物取引に関する法律。同法に基づき、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引協会（商品先物取引業者の自主規制組織）等に関する許認可・監督等を行っている。

出典：大阪堂島商品取引所HP「先物取引用語集」（※については、農林水産省が作成。）

### 【商品先物取引のリスクについて】

商品先物取引は、相場の変動幅が小さくても大きな額の利益又は損失が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であり、また、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性や預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあります。

商品先物取引を行う場合には、これらの点を含め、取引の仕組みやリスクについて十分に理解した上で、許可を受けた商品先物取引業者又は登録を受けた商品先物取引仲介業者を通じて行っていただきますようご注意願います。

この他、商品先物取引に関する注意点等については、農林水産省のホームページなどをご覧ください。

## 【利用上の注意】

- 1 「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」は、特に記載がない限り、商品取引所における日々の取引データから得られた情報をもとに農林水産省において作成したものです。
- 2 本レポートの作成に当たり情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性及び完全性について保証するものではなく、また、将来の市場環境の変動、運用成果等を約束又は予想するものではありません。本レポートに記載された情報の使用又は使用不能により生じた結果については、当省は一切の責任を負いかねます。
- 3 本レポートの引用等を行う場合は、出所を明記してください。

【農林水産省 食料産業局 商品取引グループHP】（農産品関係）

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/index.html>

【経済産業省 商務情報政策局商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課HP】  
（工業品関係）

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

【東京商品取引所HP】

<http://www.tocom.or.jp/jp/index.html>

【大阪堂島商品取引所HP】

<http://ode.or.jp/>

【日本商品先物取引協会HP】

<http://www.nisshokyo.or.jp/index.html>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

食料産業局 商品取引グループ

担当者：溝口、今井

代表：03-3502-8111（内4177）

ダイヤルイン：03-6744-1860

FAX：03-3502-6847